

○財務省告示第五百七十一号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、	平成十五年八月十一日に発行した割引短期国債の	発行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年九月九日	財務大臣 塩川 正十郎	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 法律及びそ	の条項及びそ	三 振替法の適	用等	四 発行方法	五 募入決定の	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	額面金額	十 九 銭 六 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	募 価 格										
							割引短期国庫債券（第三百三十	国債整理基金特別会計法（明治	三十九年法律第六号）第五条第	一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。〽の規定の	適用を受けるものとし、その振	替機関は日本銀行とする。〽	価格を競争に付して行われる入	札発行	各申込みのうち応募価格の高い	ものからその応募額を順次割り	当てる。〽	億三千万円で二兆二千九百九	億三千万円	二兆二千九百九十八億四千二	百三十五万二千八百円	千円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。〽	平成十五年八月十一日	額面金額百円につき九十九円九	十 九 銭 六 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	募 価 格

十二	十三	十四	十五	十六	十七
募入平均	価格	償還期	元金支払額	入札参加	払込期日
額面金額百円につき九十九円九	十九銭六厘	平成十六年二月十日	日本銀行額面金額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成十五年八月十一日
			償還金を支払う。その翌営業日に		
			当たるときは、その翌営業日に		
			ただし、償還期が銀行休業日に		